

中津川市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年5月1日策定

目次

| | 頁 |
|-----------------------------|-----------|
| <u>はじめに</u> | <u>1</u> |
| <u>I 流行規模及び被害想定</u> | <u>3</u> |
| <u>II 対策の基本方針</u> | <u>4</u> |
| 1. 目的 | 4 |
| 2. 基本的な考え方 | 4 |
| 3. 対策推進のための役割分担 | 5 |
| 4. 発生段階と対策の基本項目 | 8 |
| <u>III 各段階における対策</u> | <u>11</u> |
| 0 : 未発生期 | 11 |
| 1 : 県内未発生期 | 15 |
| 2 : 県内発生早期 | 18 |
| 3 : 県内感染期 | 22 |
| 4 : 小康期 | 27 |
| <u>中津川市新型インフルエンザ等対策本部条例</u> | <u>29</u> |

はじめに

1. 背景

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより発生する。

ほとんどの人が、新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合は、国家の危機管理として対応する必要があり、市は国及び県と連携して、その役割を果たす必要がある。

2. 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画の策定

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関等の事業者等の責務や、新型インフルエンザ等の発生時における措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第104号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

中津川市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）は、特措法第8条の規定により、政府及び岐阜県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「政府・県行動計画」という。）に基づき策定するものであり、市、医療機関、事業者、個人のそれぞれが対策の基本的方針や役割等を共通に理解し、一体となって展開していくため必要な事項を定めるものである。

市行動計画は、平成20年12月に策定した中津川市新型インフルエンザ対策行動計画を、特措法や政府・県行動計画を踏まえた改定案として検討し、特措法に基づく学識経験者からの意見聴取を加え策定した。

表 1 新型インフルエンザ（等）対策行動計画策定の経緯

| 時期 | 政府の動き | 県の対応 | 本市の対応 |
|-------|--------------------------------|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 平成17年 | 12月：新型インフルエンザ対策行動計画(旧政府行動計画)策定 | 12月：岐阜県新型インフルエンザ対策行動計画(旧県行動計画)策定 | 12月：中津川市鳥インフルエンザ予防準備委員会を11月に設置 (H18年11月中津川市新型インフルエンザ予防準備委員会に名称変更) |
| 平成20年 | 4月：感染症法及び検疫法の改正 | | 12月：中津川市新型インフルエンザ対策行動計画(旧市行動計画)策定 |
| 平成21年 | 2月：旧政府行動計画改定 | 2月：旧県行動計画改定 | 6月：中津川市役所における新型インフルエンザ対策マニュアル作成 |
| | 4月：新型インフルエンザ(A/H1N1)*発生 | | |
| 平成23年 | 9月：旧政府行動計画改定 | | |
| 平成24年 | 5月：特措法公布 | 3月：旧県行動計画改定 | |
| 平成25年 | 4月：特措法施行 | | |
| | 6月：政府行動計画策定 | 10月：県行動計画策定 | |
| 平成26年 | | | 5月：市行動計画策定 |

*現在の名称は、インフルエンザ（H1N1）2009

市行動計画は、政府・県行動計画の見直し、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見及び新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じ、適時適切に見直しを行うこととする。

なお、市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

○感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症

○感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

I 流行規模及び被害想定

新型インフルエンザ等の流行規模は、病原体側の要因（出現した病原体の病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫力等）、社会環境など多くの要素に左右されるものであり、軽微なものから重篤なものまで様々な場合があり得る。

市行動計画の策定に当たっては、政府・県行動計画において想定される流行規模に関する数値（表2）を置き、対策を検討していくこととする。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した場合、この規模を超える事態となり得ることも念頭に置くことも重要である。

表2 流行規模及び被害想定（中津川市H25.12月末人口 82,262人で算出）

○全人口の25%が罹患し、流行が各地域で約8週間続くという仮定の下で推計

| 項目 | | 中津川市 | 県内 | 全国 |
|---------------------|-------------------|----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 流行期間 | | 約8週間 | | |
| 患者（人口の25%） | | 約2万人 | 約52万人 | 約3,200万人 |
| 受診者数 | | 約8,000人 ～約16,000人 | 約20万人 ～約40万人 | 約1,300万人 ～約2,500万人 |
| 中等度※1 (致命率0.53%) | 入院患者 (1日当たり最大) | 約300人 (約65人) | 約8,600人 (約1,600人) | 約53万人 (約10.1万人) |
| | 死亡者数 | 約100人 | 約2,800人 | 約17万人 |
| 重度※2 (致命率2.0%) | 入院患者 (1日当たり最大) | 約1,250人 (約250人) | 約32,500人 (約6,500人) | 約200万人 (39.9万人) |
| | 死亡者数 | 約400人 | 約10,400人 | 約64万人 |
| 従業員の欠勤率の想定 | | 最大40%程度 | | |

※1:アジアインフルエンザ並み ※2:スペインインフルエンザ並み

II 対策の基本方針

1. 目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、市内への侵入を避けることはできないと考えられる。

市は、市民に最も近い行政単位であり、市民に対する情報提供やワクチンの接種、市民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、的確に対策を実施することが求められる。

本市においても、政府・県とともに次の2点を主たる目的とし、県及び近隣市町村と緊密な連携を図り対策を講じていく。

①感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

②市民の生活及び経済に及ぼす影響が最小になるようにする。

- ・地域での感染対策により、欠勤者の数を減らす。
- ・医療の提供の業務又は市民の生活及び経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

2. 基本的考え方

新型インフルエンザ等の対策は、次のことを念頭に置き対応する。

- ① 発生段階に応じて対応する。
- ② 病原性が低い場合や発生段階が計画通りでない場合、状況変化に応じて柔軟に対応する。
- ③ 国や県の対策の変更にも速やかに対応する。
- ④ 発生時には、国や県の対策を踏まえ、特に患者や接触者等に係る人権への配慮、社会的影響などを十分に考慮して対応する。
- ⑤ 市民、事業者等社会全体で取り組む。

3. 対策推進のための役割分担

(1) 国

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定（地方）公共機関」という。*指定（地方）公共機関については P6(4)を参照）が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する（特措法第3条第1項）。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める（特措法第3条第2項）とともに、WHO（世界保健機構）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める（特措法第3条第3項）。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し（特措法第18条第1項）、対策を強力に推進する。

その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ対策を進める。

(2) 地方公共団体

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する（特措法第3条第4項）。

①岐阜県

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担う。

新型インフルエンザ等の発生前は、「岐阜県新型インフルエンザ等対策推進会議」を開催するなど、全庁的な取組を推進するとともに、各部局では県行動計画や各省庁が定める具体的な対応を踏まえ、新型インフルエンザ等が発生した場合における所管事務の具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、直ちに県対策本部を設置し、政府対策本部が示す基本的対処方針に基づき、全庁一体となった対策を強力に推進する。

また、平時から市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

②中津川市

市は、市民に最も近い行政単位であり、市民、事業者への正確かつ迅速な情報提供、市民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、政府の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

(3) 医療機関

医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。新型インフルエンザ等の発生時には、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携し、発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

(4) 指定（地方）公共機関

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法で定めるところにより、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する（特措法第3条第5項）。また、業務計画を作成するものとする（特措法第9条第1項）。

○指定公共機関（特措法第2条第6号）

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの。

○指定地方公共機関（特措法第2条第7号）

県の区域において、医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外の

もので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するもの。

(5) 登録事業者(※の事業者で厚生労働大臣の登録を受けているもの)

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民の生活及び経済の安定に寄与する業務を行う事業者(※)については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める(特措法第4条第3項)。

(6) 一般の事業者

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。

特に不特定多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

(7) 市民

新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うことが望ましい。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての正しい情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

4. 発生段階と対策の基本項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的（①感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する ②市民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする」）を達成するための対策について、県行動計画の5つの発生段階ごとに、対策の主要6項目に分け作成している。

（1）発生段階

| 流行状態 | 発生段階 | | |
|--------------------------------------------------|--------|--------|-----------------------------------------------|
| | 市行動計画 | 県行動計画 | 政府行動計画 |
| 新型インフルエンザ等が発生していない状態 | 未発生期 | 未発生期 | 未発生期 |
| 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 | | | 海外発生期 |
| いずれかの県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、岐阜県内では発生していない状態 | 県内未発生期 | 県内未発生期 | 国内発生早期 *国内の一部で発生しているがすべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 |
| 岐阜県内で新型インフルエンザ等の患者は発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 | 県内発生早期 | 県内発生早期 | |
| 岐阜県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 | 県内感染期 | 県内感染期 | 国内感染期 *患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 |
| 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し低い水準でとどまっている状態 | 小康期 | 小康期 | 小康期 |

（2）対策の主要6項目

①実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、市全体の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、市は県及び他の市町村等と相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められる。

市対策本部の体制等の詳細については、次の条例や要綱により定められる。

○中津川市新型インフルエンザ等対策本部条例 H25年4月13日施行

○中津川市新型インフルエンザ等対策本部設置要綱 H26年5月1日施行

②サーベイランス・情報収集

国の各種サーベイランス及び岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステムにより得られるインフルエンザに関する情報の他、WHOなどの国際機関や国内外の専門家が発するインフルエンザに関する様々な情報等の収集に努める。

③情報提供・共有

新型インフルエンザ等の発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、市は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを、市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。

特に児童、生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

市は、最も市民に近い行政主体であることを踏まえ、新型インフルエンザ等の発生時には、市民に対する詳細かつ具体的な情報提供及び市民からの相談受付等について、中心的な役割を担うこととなる。

④予防・まん延防止

新型インフルエンザ等の予防・まん延防止対策は、個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、対策が個人の行動を制限する面や、社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小、中止を行う。

予防接種については、特定接種と住民接種があり、市は特定接種への協力及び住民接種の実施主体として、国が示す接種順位等の情報を基に、関係者の協力を得て、原則として、市の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

市は、住民接種を、国の「市町村のための新型インフルエンザ等住民接種に関する集団的予防接種のための手引き」に基づき行う。

○特定接種（対象：登録事業者のうち特定接種の対象業務に従事する者）

特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに市民生活及び市民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

○住民接種（対象：市民）

緊急事態宣言が行われている場合については、緊急事態措置の一つとして、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うことをいう。

緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第 6 条第 3 項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うことをいう。

⑥ 医療

市は、県の医療体制の整備、維持、確保するための対策に協力する。また、在宅で療養する患者の支援を行う。

⑥市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

新型インフルエンザは、多くの国民がり患し、各地域での流行が約 8 週間程度続くとされており、市民の生活及び経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民の生活及び経済への影響が最小限となるよう、特措法に基づき事前に十分準備を行うことが重要である。

具体的には、新型インフルエンザ等の発生前は、その発生を想定し、業務（事業）継続計画等の作成により、職場における感染対策の実施、従業員の勤務体制、特定接種の体制などをあらかじめ定め、発生に備えることが必要である。

新型インフルエンザ等の発生時は、職場における感染対策の実施に努めるとともに、業務（事業）継続計画等を実行し、それに応じた活動を維持する。

Ⅲ 各発生段階における対策

0：未発生期

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

目的：

- 1) 発生に備えて体制の整備を行う。

対策の考え方：

- 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

1. 実施体制

【行動計画の見直し、体制の整備】

- ・ 市は、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、市行動計画を策定、必要に応じ改定する（特措法第8条第1項）。
- ・ 市は、県、関係機関、関係団体等と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報交換や連携体制の確認、訓練を実施する。

2. サーベイランス・情報収集

国や県並びに国際機関等からの情報収集を行い、発生に備え早期に正確な情報の把握に努める。

【受診患者数の把握】

- ・ 市は、県内のインフルエンザ受診患者の状況について岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステムにより把握する。

【学校サーベイランス】

- ・ 市は、国立感染症研究所の感染症情報収集システムにより、学校等におけるイ

インフルエンザ様症状による欠席者及び臨時休業（学級・学年閉鎖、休校等）の情報を迅速に収集、集計し、地域のインフルエンザの流行状況を把握する。

3. 情報提供・共有

【継続的な情報提供】

- ・市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種広報等の媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。その際、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には原則として責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝える。
- ・市は、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染予防策の普及を図る。

4. 予防・まん延防止

【対策実施のための準備】

（個人レベルでの対策の普及）

- ・市は、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染予防策の普及を図る。また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡して指示を仰ぎ、感染を広げないよう不要の外出を控えること、マスク着用・咳エチケットを行うといった基本的な感染対策についての理解促進を図る。

（地域・社会レベルでの対策の周知）

- ・市は、新型インフルエンザ等発生時に実施され得る、職場等における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策についての理解促進を図る。

【予防接種】

（特定接種の基準に該当する事業者の登録）（特措法第 28 条）

- ・市は、国が定める登録実施要領に沿って、国が行う事業者に対する登録作業に係る周知、事業者の登録申請の受付等に協力する。
- ・市は、特定接種対象者となる職員をあらかじめ把握するとともに、職員への接種体制を構築する。

(住民接種)

- ・市は、特措法第 46 条（緊急事態宣言がされた場合）又は予防接種法第 6 条第 3 項（緊急事態宣言がされていない場合）に基づく住民接種を速やかに行うため、地域医師会、事業者、学校関係者等と協力し、原則として、市の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。
- ・市は、住民接種を行うにあたり、国の「市町村のための新型インフルエンザ等住民接種に関する集団的予防接種のための手引き」に基づき、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。
- ・市は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市以外の市町村における接種を可能にするよう努める。

(情報提供)

- ・市は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、国が行う国民への理解促進に協力する。

5. 医療

【県内感染期に備えた医療の確保】

- ・入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、市は県と協力し、臨時の医療施設（特措法第 48 条）等で医療を提供することについて検討する。
- ・市は、県内感染期においても救急機能を維持するための方策について検討を進める。また、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう各消防本部に依頼するとともに、必要な支援を行う。
- ・公立病院である（総）中津川市民病院、国保坂下病院は、診療継続計画を作成する。

6. 市民の生活及び経済の安定の確保

【新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援】

- ・市は県からの要請により、県内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供、生活必需品の確保等）、

Ⅲ 各発生段階における対策

〇：未発生期

搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。

【火葬能力等の把握】

- ・市は県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

【物資及び資材の備蓄等】

- ・市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他物資及び資材を備蓄、整備、点検する（特措法第10条）。

1：県内未発生期（国：海外発生早期～国内発生早期）

- ・海外又は他県で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・県内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

目的：

- 1) 市内発生に備えて体制の整備を行う。

対策の考え方：

- 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- 2) 対策の判断に役立てるため、県等と連携し、海外・県外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3) 県内発生した場合には早期に発見できるよう県内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。
- 4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、市、医療機関、事業者、市民に準備を促す。
- 5) 医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民の生活及び経済の安定のための準備、特定接種の実施、市民への予防接種の準備及び実施等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。

1. 実施体制

【体制の強化】

- ・市は、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が宣言された場合、直ちに市対策本部を設置する（特措法第34条第1項）。
- ・市は、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が宣言される前においても、部局間で情報及び対策等について共有し、必要に応じ任意の市対策本部を設置する。

2. サーベイランス・情報収集

国や県並びに国際機関等からの情報収集を行い、発生に備え早期に正確な情報の把握に努める。

【受診患者数の把握】

- ・市は、引き続き、岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステムによりインフルエンザ受診患者数の状況を把握する。

【学校サーベイランスの強化】

- ・市は、引き続き、感染症情報収集システムにより欠席者及び臨時休業の状況を把握する。

3. 情報提供・共有

【情報提供】

- ・市は、市民に対して、市のホームページ等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、情報の届きにくい人（外国人、障がい者等）にも配慮しながら、できる限り迅速に情報提供し、注意喚起を行う。
- ・市は、教育委員会等との連携を強化し、幼児、児童、生徒及び保護者へ感染対策についての情報を適切に提供する。

【相談窓口の設置】

- ・市は、県からの要請により、国から提供されるQ&A等を活用し、市民からの一般的な健康相談に対応できる相談窓口を設置し、適切な情報提供を行うとともに、相談窓口を設置する。

【情報共有】

- ・市は、県、指定（地方）公共機関、関係団体と、インターネット等を活用し、適時適切な情報共有を図る。

4. 予防・まん延防止

【個人レベルでの対策】

- ・市は、マスクの着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等基本的な感染予防策の徹底を強化し、啓発する。

【予防接種】

（特定接種）

- ・市は、国が特定接種を実施することを決定した場合、接種対象者となる職員に対し、本人の同意を得て特定接種を行う。

Ⅲ 各発生段階における対策

1：県内未発生期

(住民接種)

- ・市は、特措法第46条（緊急事態宣言がされた場合）又は予防接種法第6条第3項（緊急事態宣言がされていない場合）に基づく住民接種の準備を行う。
- ・市は、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、国が示す接種順位等の情報を基に、関係者の協力を得て接種を開始する。
- ・市は、住民接種を行うにあたり、国の「市町村のための新型インフルエンザ等住民接種に関する集団的予防接種のための手引き」に基づき、市の病院・保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

(情報提供)

- ・市は、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について、国と連携して積極的に情報提供を行う。

5. 医療

【医療体制】

- ・市は、県が保健所に設置した帰国者・接触者相談センターの周知に協力する。
- ・市は、県の要請に基づき医療機関に設置された帰国者・接触者外来の受診方法の周知に協力する。
- ・県の要請により、公立病院である（総）中津川市民病院、国保坂下病院は、帰国者・接触者外来の設置を検討する。

【流行予測と病床確保等の検討】

- ・臨時の医療施設で医療を提供する必要があると予測する場合には、市は県からの要請を受け、当該施設の確保に努める。

6. 市民の生活及び経済の安定の確保

【遺体の火葬・安置】

- ・市は県の要請を受け、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

【生活相談窓口の設置】

- ・市は、状況に応じ、生活相談窓口を設置する。

2：県内発生早期（国：国内発生早期～国内感染期）

- ・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・県内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。

目的：

- 1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

対策の考え方：

- 1) 流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。政府が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合には、積極的な感染対策等をとる。
- 2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、県と連携し、海外・国内の情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- 5) 県内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、市民の生活及び経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

1. 実施体制

【体制の強化】

- ・市は、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が宣言された場合、直ちに、市対策本部を設置する（特措法第34条第1項）。
- ・市は、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が宣言される前においても、部局間で情報及び対策等について共有し、必要に応じ任意の市対策本部を設置する。

2. サーベイランス・情報収集

国や県並びに国際機関等からの情報収集を行い、早期に正確な情報の把握に努める。

【受診患者数の把握】

- ・市は、引き続き、岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステムによりインフルエンザ受診患者数の状況を把握する。

【学校サーベイランスの強化】

- ・市は、引き続き、感染症情報収集システムにより欠席者及び臨時休業の状況を把握する。

【調査、研究への協力】

- ・県の要請により、公立病院である（総）中津川市民病院、国保坂下病院は、国や県の調査、研究に協力する。

3. 情報提供・共有

【情報提供】

- ・市は、引き続き、市民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、市内の発生状況と具体的な対策等を詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。
- ・市は、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

【相談窓口の継続】

- ・市は、国から提供されるQ&Aの改訂版を活用し、相談窓口の設置と相談窓口を継続する。

【情報共有】

- ・市は、県、指定（地方）公共機関、関係団体とインターネット等を活用し、適時適切な情報共有を図る。

4. 予防・まん延防止

【個人・地域レベルでの対策強化】

- ・市は、発生地域の市民や関係者に対して次の依頼を行う。
- 市民、事業所、学校、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗

Ⅲ 各発生段階における対策 2：県内発生早期

い、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を依頼する。

- 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
- ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に依頼する。
- 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう依頼する。

【病院、高齢者施設等における感染対策】

- ・市は、関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう依頼する。

【予防接種】

（住民接種）継続実施

- ・市は、特措法第 46 条（緊急事態宣言がされた場合）又は予防接種法第 6 条第 3 項（緊急事態宣言がされていない場合）に基づく住民接種を行う。
- ・市は、国が示す接種順位等の情報を基に、関係者の協力を得て住民接種を行う。

（情報収集・提供）

- ・市は、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について、国と連携して積極的に情報提供を行う。
- ・市は、住民接種の副反応の把握に努める。
- ・市は、市民からの住民接種の相談に応じる。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】（特措法第 32 条第 1 項）

- ・特措法第 32 条第 1 項に基づき、市内の全部又は一部が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、当該地域に対して以下の対策を行う。

（外出自粛、施設の使用制限等の要請等に協力）

- ・市は、県が行う住民に対する外出自粛等の要請及び施設の使用制限等の要請等に協力する。（特措法第 45 条）

5. 医療

【医療体制】

- ・市は、県が保健所に設置した帰国者・接触者相談センターの周知に協力する。
- ・市は、県の要請に基づき医療機関に設置された帰国者・接触者外来の受診方法の周知に協力する。
- ・県の要請により、公立病院である（総）中津川市民病院、国保坂下病院は、帰国者・接触者外来の設置に協力する。

【流行予測と病床確保等の検討】

- ・臨時の医療施設で医療を提供する必要があると予測する場合には、市は県からの要請を受け、当該施設の確保に努める。

6. 市民の生活及び経済の安定の確保

【市民・事業者への呼びかけ】

- ・市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】（特措法第32条第1項）

- ・特措法第32条第1項に基づき、市内の全部又は一部が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、当該地域に対して以下の対策を行う。

（水の安定供給）

- 水道事業者である市は、それぞれその行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる（特措法第52条第2項）。

（生活関連物資等の価格の安定等）

- 市は、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め・売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

（生活相談窓口の設置）

- 市は、必要に応じ、市民の生活相談窓口の充実を図る。

3：県内感染期（国：国内感染期）

- ・県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ・県内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。

目的：

- 1) 医療体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 市民の生活及び経済への影響を最小限に抑える。

対策の考え方：

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。
- 2) 地域ごとに発生の状況が異なり、実施すべき対策が異なる場合もあることから、必要な場合には地域ごとに実施すべき対策の判断を行う。
- 3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- 6) 欠勤者の増大が予測されるが、市民の生活・経済への影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 7) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに接種する。
- 8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

1. 実施体制

【緊急事態宣言がされている場合の措置】（特措法第 32 条第 1 項）

- ・特措法第 32 条第 1 項に基づき、市内の全部又は一部が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合で、市が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、県による代行（特措法第 38 条）、他の市による応援（特措法第 39 条）の措置を活用する。

2. サーベイランス・情報収集

【受診患者数の把握】

- ・市は、引き続き、岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステムにより、インフルエンザ受診患者数の状況を把握する。

【学校サーベイランスの継続】

- ・市は、引き続き、感染症情報収集システムにより欠席者及び臨時休業の状況を把握する。

【調査、研究への協力】

- ・県の要請により、公立病院である（総）中津川市民病院、国保坂下病院は、国や県の調査、研究に協力する。

3. 情報提供・共有

【情報提供】

- ・市は、引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、市内の発生状況と具体的な対策等を、詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、市内の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。

【相談窓口の継続】

- ・市は、国から提供されるQ & Aの改訂版を活用し、相談窓口を継続する。

【情報共有】

- ・市は、県、指定（地方）公共機関、関係団体とインターネット等を活用し、適時適切な情報共有を図る。

4. 予防・まん延防止

【個人・地域レベルでの対策強化】

- ・市は、発生地域の市民や関係者に対して引き続き、次の依頼を行う。
 - 市民、事業所、学校、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
 - また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を依頼する。

Ⅲ 各発生段階における対策 3：県内感染期

- 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を依頼する。
- ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に依頼する。
- 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう依頼する。

【病院、高齢者施設等における感染予防策】

- ・市は、関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう引き続き依頼する。

【予防接種】

（住民接種）継続実施

- ・市は、特措法第 46 条（緊急事態宣言がされた場合）又は予防接種法第 6 条第 3 項（緊急事態宣言がされていない場合）に基づく住民接種を行う。
- ・市は、国が示す接種順位等の情報を基に、関係者の協力を得て住民接種を行う。

（情報収集・提供）

- ・市は、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について、国と連携して積極的に情報提供を行う。
- ・市は、住民接種の副反応の把握に努める。
- ・市は、市民からの住民接種の相談に応じる。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】（特措法第 32 条第 1 項）

- ・特措法第 32 条第 1 項に基づき、市内の全部又は一部が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、当該地域に対して以下の対策を行う。

（外出自粛、施設の使用制限等の要請等に協力）

- ・市は、県が行う住民に対する外出自粛等の要請及び施設の使用制限等の要請等に協力する。（特措法第 45 条）

5. 医療

【医療体制】

- ・市は、県の要請により、一般の医療機関（一部除外）での診療開始の周知に協力する。
- ・公立病院である（総）中津川市民病院、国保坂下病院は、地域の中心となって医療を提供する。

【在宅患者への支援】

- ・市は、県からの要請を受け、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する新型インフルエンザ患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】（特措法第 32 条第 1 項）

- ・特措法第 32 条第 1 項に基づき、市内の全部又は一部が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、当該地域に対して以下の対策を行う。

（臨時の医療施設の開設）

- 必要に応じ、市長は県から臨時の医療施設の設置について、開設の委任を受ける（特措法第 48 条第 2 項）。
- 臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

6. 市民の生活及び経済の安定の確保

【市民・事業者への呼びかけ】

- ・市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】（特措法第 32 条第 1 項）

- ・特措法第 32 条第 1 項に基づき、市内の全部又は一部が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、当該地域に対して以下の対策を行う。

（水の安定供給）

- 水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的

Ⅲ 各発生段階における対策 3：県内感染期

かつ適切に供給するために事業の継続を行う（特措法第52条第2項）。

（生活関連物資等の価格の安定等）

- 市は、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め・売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、市行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。

（生活相談窓口の設置）

- 市は、必要に応じ、市民の生活相談窓口を継続する。

（要援護者への生活支援）

- 市は、県の要請を受け、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供、生活必需品の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

（埋葬・火葬の特例等）

- 市は県の要請を受け、可能な限り火葬炉を稼働する。
- 市は県の要請を受け、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- 市は、国が特措法第56条第1項に基づき、当該市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の手続の特例を定めた場合は、協力する。

4：小康期

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・ 大流行はいったん終息している状況。

目的：

- 1) 市民の生活及び経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

対策の考え方：

- 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

1. 実施体制

【体制・措置の縮小等】

- ・ 市、県と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、県内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

【対策本部の廃止】

- ・ 政府が緊急事態宣言を解除したときは、市は速やかに市対策本部を廃止する（特措法第37条）。

【対策の評価、見直し】

- ・ 市は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、行動計画、業務計画、マニュアル等の見直しを行う。

2. サーベイランス・情報収集

【受診患者数の把握】

- ・ 市は、引き続き、岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステムにより、インフルエンザ受診患者数の状況を把握する。

3. 情報提供・共有

【国際的、全国的な情報提供】

- ・市は、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。

【相談窓口の縮小】

- ・市は、状況を見ながら、相談窓口を縮小する。

【情報共有】

- ・市は、県から、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針の伝達を受け、現場での状況を共有する。

4. 予防・まん延防止

【予防接種】

- ・市は、第二派に備え、住民接種を継続して行う。

（住民接種）継続実施

- ・流行の第二波に備え、市は、特措法第46条（緊急事態宣言がされている場合）又は予防接種法第6条第3項（緊急事態宣言がされていない場合）に基づく住民接種を行う。

5. 医療

【医療体制】

- ・県の要請により、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。

6. 市民の生活及び経済の安定の確保

【市民・事業者への呼びかけ】

- ・市は、引き続き、必要に応じ、市民に対し、食料品、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

○中津川市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成25年 3 月 29日 条例第12号

(目的)

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、中津川市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。